

令和6年4月24日開会

第765回むつ市教育委員会会議

議案等関係書類

< 目 次 >

議案第 1 号 むつ市奨学生の決定について（総務課）

議案第 2 号 工事計画の策定について（総務課）

議案第 3 号 工事計画の策定について（総務課）

議案第 4 号 工事計画の策定について（大畑公民館）

< 事務局からの報告事項 >

報告第 1 号 令和 5 年度むつ市教育委員会表彰受賞者の決定について（追加）
（総務課）

報告第 2 号 臨時代理した事項の報告について（総務課）

報告第 3 号 臨時代理した事項の報告について（総務課）

報告第 4 号 臨時代理した事項の報告について（総務課）

報告第 5 号 臨時代理した事項の報告について（総務課）

報告第 6 号 臨時代理した事項の報告について（総務課）

< その他 >

議案第1号

むつ市奨学生の決定について

令和6年度むつ市奨学生について、むつ市奨学金貸与条例第4条の2の規定により決定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第14号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和6年4月24日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

令和6年4月17日に開催された、むつ市奨学生選考委員会において別紙のとおり選考されたので、これを決定したく提案するものである。

令和6年度むつ市奨学生選考結果

令和6年4月17日（水）、奨学生選考委員会（委員14名：うち2名欠席）を開催し選考が審議され、下記のとおり選考されました。

記

種 別	貸付計画	志願者	被選考者	選考漏れ者
高 校 生	10名	3名	3名	0名
大学・大学院生	30名	26名	26名	0名
専門学校生	10名	5名	5名	0名
計	50名	34名	34名	0名

○新規貸付計画金額 16,200,000円

○貸付予定金額 11,700,000円(前年度比約61%増)

高 校 生	3名×15,000円×12か月＝	540,000円
※前年度	3名×15,000円×12か月＝	540,000円
大 学 生 等	26名×30,000円×12か月＝	9,360,000円
※前年度	13名×30,000円×12か月＝	4,680,000円
専 門 学 校	5名×30,000円×12か月＝	1,800,000円
※前年度	5名×30,000円×12か月＝	1,800,000円

議案第2号

工事計画の策定について

(仮称)むつ市防災食育センター建設工事(搬入口改修工事)について、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第8号の規定により教育委員会の承認を求める。

令和6年4月24日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

本案は、(仮称)むつ市防災食育センターの運用開始に合わせ、各給食受配校において給食配送コンテナ等の受入環境を確保するため搬入口等の改修工事を行うためのものである。

1 事業概要

令和7年4月より（仮称）むつ市防災食育センターが操業開始となる。これにあたり、主にこれまで自校調理方式にて給食を提供してきた学校において、センターから配送される大型コンテナを受け入れるだけの間口をもった搬入口が整っていないため、改修工事を行うものである。

2 工事場所

市内小中学校7校

（二田小、苫生小、大平小、大湊小、むつ中、大平中、大湊中）

※田名部中、三田小は令和7年度以降に改修を行う。

3 事業スケジュール

令和6年 4月下旬 指名競争入札、契約締結
契約締結後 ～ 令和7年3月末 工事契約期間

4 予算

事業費（搬入口改修工事）	34,767千円
財源：旧合併特例事業債	33,000千円
一般財源	1,767千円

議案第3号

工事計画の策定について

学校冷房設備整備工事（キュービクル更新工事）について、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第8号の規定により教育委員会の承認を求める。

令和6年4月24日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

本案は、令和7年度に冷房設備が設置される学校のうち、むつ中学校及び大湊中学校において受変電設備（キュービクル）の老朽化が著しく、冷房を稼働するために更新が必要となることから、同校のキュービクル更新工事を行うためのものである。

1 事業概要

令和7年夏前までに冷房設備を設置する市内小中学校9校のうち、むつ中学校及び大湊中学校では、受変電設備（キュービクル）の老朽化が著しく、冷房の稼働にはキュービクル本体更新が必要となる。現在、キュービクルの納期が長期化しており、令和7年夏前までに工事を完了させるため、この2校分を先行して発注するものである。

※他7校（一田小、二田小、大平小、苫生小、大畑小、田名部中、大平中）については、設計完了後の令和6年7月以降に工事を発注予定。

2 工事場所

むつ中学校及び大湊中学校

3 事業スケジュール

令和6年 4月下旬 指名競争入札、契約締結
契約締結後 ～ 令和7年6月末 工事契約期間（継続費）

4 予算（今回分概算）

事業費	86,000千円
令和6年度	51,600千円
令和7年度	34,400千円

財 源：学校施設等整備事業債

令和6年度	38,700千円
令和7年度	30,400千円
合計	69,100千円

地域振興基金繰入金

令和6年度	12,900千円
令和7年度	4,000千円
合計	16,900千円

議案第 4 号

工事計画の策定について

木野部地区公民館改修工事について、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 8 号の規定により、教育委員会会議の議決を求める。

令和 6 年 4 月 2 4 日提出

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

提案理由

本案は、老朽化が進んでいる大畑町木野部地区公民館の改修工事を行い施設の長寿命化を図るためのものである。

1 事業概要

昭和53年に建設当時から使用しているため、施設全般において劣化が確認されていることから屋根等の改修により施設の長寿命化を図ることを目的とする。

本施設は、地域住民のコミュニティ活動の拠点としての機能だけではなく、緊急避難所として利用された経緯などを踏まえ、改修事業を行うものである。

2 工事場所

大畑町木野部地区公民館（屋根・軒天、集会室の天井、畳の更新等）

3 事業スケジュール

令和6年	4月	設計業務委託発注のための調査
令和6年	5月以降	設計業務委託の入札、契約等
令和6年	7月以降	工事入札の準備、契約
令和6年	10月以降	工事完了予定

4 予算

事業費			15,636千円
内訳	設計業務委託料	一式	2,898千円
	工事請負費	一式	12,738千円
財源：過疎対策事業債			15,600千円
一般財源			36千円

5 補足

当該施設は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条、第29条及び第30条の規程に基づき設置されたもので、現在、地区公民館として運営されている。

報告第1号

令和5年度むつ市教育委員会表彰受賞者の決定について（追加）

令和6年3月14日、市内小中学校及び市役所各課長からの推薦者について、むつ市教育委員会表彰規則に基づき受賞者を追加決定したので報告いたします。

●むつ市教育委員会表彰

市の教育行政の発展に功績のあった者を表彰し、市の教育の振興を促進することを目的として、平成7年度から継続して実施。

●表彰の範囲

むつ市教育委員会表彰表彰基準に基づき、主に、市の教育施設への備品等の寄贈者や寄附者に対して感謝状を、市内小・中学校の児童生徒のうち、スポーツ又は文化活動における優秀者に対して表彰状を授与。

●令和5年度受賞者

感謝状 11名

表彰状 42名

むつ市教育委員会表彰受賞者数

表彰状	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	前年比
第一田名部小学校	1	1	17	1	1		2				0
第二田名部小学校	1	8	8		1					2	2
苫生小学校		2	7			1			2	3	1
第三田名部小学校	12	36	6	5	4	1	1	3	2	1	▲ 1
関根小学校		1				1					0
奥内小学校		1				6					0
大平小学校	27	4	11	2	1	3	1			3	3
大湊小学校		3	3							1	1
川内小学校	1	2	1			1					0
大畑小学校	5		3	1		1					0
正津川小学校			2								0
二枚橋小学校											0
脇野沢小学校	1	1	1	1	1						0
その他団体				49	14	20	3	29	37	12	▲ 25
小計	48	59	59	59	22	34	7	32	41	22	▲ 19
むつ中学校	3	13	18	9	3			2	6		▲ 6
田名部中学校	81	13	120	140	72	73	26	29	43	8	▲ 35
関根中学校		2				1	1	1		3	3
近川中学校					1						0
大平中学校	10	12	16	6	16	12	4	8	5	7	2
大湊中学校	1	2	1	2	10	11	12	10	1	1	0
川内中学校		9		1			1				0
大畑中学校	7	5	2	2	3	2	1	6	2	1	▲ 1
脇野沢中学校						1					0
その他団体				1		1		2			0
小計	102	56	157	161	105	101	45	58	57	20	▲ 37
計	150	115	216	220	127	135	52	90	98	42	▲ 56

感謝状	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	前年比
	8	13	12	11	14	13	20	12	9	9	11

報告第2号

臨時代理した事項の報告について

臨時代理したむつ市教育委員会教育長職務代理者の事務を委任する規則の一部を改正する規則について、むつ市教育委員会事務委任規則第3条第2項の規定により、教育委員会に報告する。

令和6年4月24日

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

組織再編に伴い、新たに条文改正を要することとなった当該規則に係る臨時代理した内容について報告するためのものである。

むつ市教育委員会臨時代理第6号

臨 時 代 理 書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和6年3月26日

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

むつ市教育委員会教育長職務代理者の事務を委任する規則の一部を改正する規則

令和 6 年 4 月 1 日 公布
むつ市教育委員会規則第 4 号

むつ市教育委員会教育長職務代理者の事務を委任する規則（平成 30 年教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「政策推進監」を「次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

報告第3号

臨時代理した事項の報告について

臨時代理したむつ市教育委員会事務局職員等の職名に関する規則の一部を改正する規則について、むつ市教育委員会事務委任規則第3条第2項の規定により、教育委員会に報告する。

令和6年4月24日

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

組織再編に伴い、新たに条文改正を要することとなった当該規則に係る臨時代理した内容について報告するためのものである。

むつ市教育委員会臨時代理第7号

臨 時 代 理 書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和6年3月26日

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

むつ市教育委員会事務局職員等の職名に関する規則の一部を改正する規則

令和 6 年 4 月 1 日 公布

むつ市教育委員会規則第 7 号

むつ市教育委員会事務局職員等の職名に関する規則（昭和 5 5 年教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「政策推進監」を「次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

報告第4号

臨時代理した事項の報告について

臨時代理したむつ市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則について、むつ市教育委員会事務委任規則第3条第2項の規定により、教育委員会に報告する。

令和6年4月24日

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

組織再編に伴い、新たに条文改正を要することとなった当該規則に係る臨時代理した内容について報告するためのものである。

むつ市教育委員会臨時代理第8号

臨 時 代 理 書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和6年3月26日

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

むつ市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則

令和 6 年 4 月 1 日 公布

むつ市教育委員会規則第 6 号

むつ市教育委員会事務局組織及び運営規則（平成 2 1 年教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条表中「政策推進監」を「次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

報告第5号

臨時代理した事項の報告について

臨時代理したむつ市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則について、むつ市教育委員会事務委任規則第3条第2項の規定により、教育委員会に報告する。

令和6年4月24日

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

組織再編に伴い、新たに条文改正を要することとなった当該規則に係る臨時代理した内容について報告するためのものである。

むつ市教育委員会臨時代理第9号

臨 時 代 理 書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和6年3月26日

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

むつ市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

令和 6 年 4 月 1 日 公布
むつ市教育委員会規則第 7 号

むつ市教育委員会表彰規則（平成 7 年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「政策推進監」を「次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

報告第6号

臨時代理した事項の報告について

臨時代理したむつ市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令について、むつ市教育委員会事務委任規則第3条第2項の規定により、教育委員会に報告する。

令和6年4月24日

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

組織再編に伴い、新たに条文改正を要することとなった当該規程に係る臨時代理した内容について報告するためのものである。

むつ市教育委員会臨時代理第10号

臨時代理書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和6年3月26日

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

むつ市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令

令和 6 年 4 月 1 日 公表
むつ市教育委員会訓令甲第 1 号

むつ市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令（平成 21 年むつ市教育委員会訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中及び第 4 条第 2 号中並びに第 8 条第 3 号中「政策推進監」を「次長」に改める。

別表第 1 中

区分	項目	部長	課長
サービス	旅行命令、旅行復命の受理、勤務時間の割振り、週休日の振替等、休日の代休日の指定、年次有給休暇の付与及び特別休暇の承認（以下「サービス事項」という。）	政策推進監等及び課長級の職員	所属職員
	時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令		○
	所属職員の事務分担		○
	事務の引継	政策推進監等及び課長級の職員	所属職員

を

区分	項目	部長	課長
サービス	旅行命令、旅行復命の受理、勤務時間の割振り、週休日の振替等、休日の代休日の指定、年次有給休暇の付与及び特別休暇の承認（以下「サービス事項」という。）	次長等及び課長級の職員	所属職員
	時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令		○
	所属職員の事務分担		○
	事務の引継	次長等及び課長級の職員	所属職員

に改める。

別表第 2 中

課	項	部長	課長
総務課	病気休暇及び介護休暇の承認	政策推進監等以下職員	○

	休職、育児休業及び自己啓発等休暇	政策推進監等以下職員	○		を
	営利企業等従事の許可	政策推進監等以下職員	○		
	職務に専念する義務の免除	政策推進監等以下職員	○		
		他の職員		○	

課	項		部長	課長	に改める。
総務課	病気休暇及び介護休暇の承認	次長等以下職員	○		
	休職、育児休業及び自己啓発等休暇	次長等以下職員	○		
	営利企業等従事の許可	次長等以下職員	○		
	職務に専念する義務の免除	次長等以下職員	○		
他の職員				○	

別表第4中

決裁権者	代決する者			を
	第1順位	第2順位	第3順位	
教育長	部長	政策推進監	主管する課長	
部長	政策推進監	主管する課長	組織規則第2条に規定する課の順序による課長	

決裁権者	代決する者			に改める。
	第1順位	第2順位	第3順位	
教育長	部長	次長	主管する課長	
部長	次長	主管する課長	組織規則第2条に規定する課の順序による課長	

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。